

保護者の皆さま

2020年4月8日

とつかルーテル保育園

園長 松川和義

日頃より、保育園へのご理解、ご協力に感謝いたします。

昨日政府より、緊急事態宣言が出されました。それを受けて、神奈川県として同じようなことが発表されました。今後横浜市としても、何か発表があることでしょうか。

今のところ保育園の閉園については、要請がありません。しかし縮小ということは触れられました。ですので、とつかルーテル保育園としても保護者の皆様へ、できる限りのご協力をお願いいたします。

当保育園では、園舎に余裕がありますが、子ども達による密集を避けることはできません。お昼寝も2m間隔をあけることは難しいです。できる限り、子ども達の人数を減らして、ここでの密集を軽減することしかできません。

緊急事態宣言が出されたことを皆で受け止めて、この状況を乗り越えたいと思います。他国のような法的な罰則や強制力がないから、協力しなくていいのではなく、一人一人の協力により、皆でこの状況を乗り切って、子ども達が心配なく保育園へ通える時、そして楽しく学校へ通える時を取り戻したいと願います。

初めてのことでですから、どのような結果になるかわかりません。ですが、今できる最善と思えることをしていきたいと思います。

以下のことは、緊急事態宣言の期間中のこととします。もし変更がある場合は、その都度お知らせいたします。

○保育園に入る人は全員マスクを着用する。小学生以上のお兄さん、お姉さんも同様です。園児は不要です。

保育園職員もマスク着用します。

○保育園の開園時間を月曜日から金曜日まで7時－19時までとする。
土曜日は、7時－18時までとする。

○子ども達の検温を必ずしてくる。最近ノートの検温表に記入していないご家庭があります。

○新入園児の方で、育児休業明けまでまだ時間がある方は、少しでも慣らし保育の期間を短くしてください。こちらから、相談させていただきます。

○次の該当する人は、ご欠席ください。

育児休業中の方。平日にお休みのある方。緊急事態宣言中の休業の方。

育児休業中の方で、もしも育児休業の延長も検討してください。今年度は特別措置が取られています。現にこの措置を使われて、育休延長された方がいます。ただし、保育料は4月からの分がかかります。

以下に横浜市の記事を引用します。

(2)保育の認定について

- 就労内定の方や育児休業からの復職予定の方については、原則的な取扱いとして「利用開始月内に就労開始(育休終了)すること」をお願いしています。(例えば、開始日が4月1日の場合は、4月30日までに就労を開始したり、育休終了したりする必要があります。)

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症に起因して、就労先との調整の結果「就労開始日」や「育児休業からの復職(切り上げ)」を延期される場合、当面の間は、当初の認定内容(認定事由・認定期間等)の変更や保育所等の退園を求めないこととしました。

現時点では、6月30日までに就労を開始したり、育休終了される場合は、当初の認定内容(認定事由・認定期間等)の変更や保育所等の退園を求めないこととします。

- 実際に「就労開始日」や「育児休業からの復職(切り上げ)」の延期を希望される場合は、就労先と調整後、必ず区役所こども家庭支援課へご相談ください。
- 上記の取扱いとした場合でも、保育所等の利用開始日に変更はありません。(利用料についても発生します。)例えば、「4月1日利用開始日」で保育所等の利用が決定した場合、「就労開始日」や「育児休業からの復職(切り上げ)」を延期した場合でも、利用開始日は4月1日となり、利用料も4月1日から発生します。

○在宅勤務の方は、8時30分～16時30分までの保育時間としてください。
在宅勤務の方は、自己申告していただき、必ず緊急連絡先をお知らせください。

以上のことは、緊急事態宣言の期間の原則として考えております。ご家庭により、緊急のことがあるようならばご相談ください。

これまでいただいた物資

- ・厚生労働省より 布マスク 80枚。
- ・戸塚区役所より サージカルマスク 50枚
- ・横浜市より アルコール消毒液 1リットル
- ・戸塚区社会福祉協議会より サージカルマスク 1袋7枚
- ・保護者より アルコール消毒液 1リットル

保育園の取り組み

3～5クラスでは、お散歩、園庭、室内を年齢ごとにして、一か所に子どもが集まらないようにして過ごしています。給食も1席ずつ開けてすわり、対面にも座らず、しゃべらないで食べるようにしています。

4月20日に予定していた誕生会は、中止します。どのようにするかは、これから考えます。